

全従業員現支給額に對し一律に參拾錢値上げ但し右は昭和九年二月十一日より實施のこと並に前回昇給に漏れし者に對しては本年六月改正社則の通り適用のこと

第二條 社則改正に關し加除の件

(一) 社則七十二條 退職手當の階級制度を廢し、其の割合を根本的に次の如く改正のこと

- 三ヶ年以上五ヶ年未満 一ヶ年に付 三十日分
- 五ヶ年以上十ヶ年未満 一ヶ年に付 四十五日分
- 十年以上 一ヶ年に付 六十日分

但し右は辭令發令の日より起算すること

(二) 年功加俸設定

- 三年以上五年未満 一ヶ月に付 二圓
- 五年以上十年未満 一ヶ月に付 三圓

十年以上

四圓

但し右月數は之を辭令發令の日より起算すること

(三) 定期昇給設定

- 日給一圓五十錢未満は一ヶ年毎に最低四錢
- 日給一圓五十錢以上は一ヶ年毎に最低三錢
- 月俸六十圓未満は一ヶ年毎に最低三圓
- 六十圓以上は一ヶ年毎に最低二圓

(四) 社則第十二章雜給改正の件

- イ、驛宿直料は身分の別なく三十錢と一部改正のこと
 - ロ、乗務員列車終點驛宿泊料は一回五十錢のこと
 - (五) 初任給制を設定のこと但し右は經歷年齢を認められ度
 - (六) 事故罰金は金額之を會社負擔のこと
- 但し体刑の場合は服役期間中出勤と見做され度